

第3回定例町議会

補正予算など原案可決

平成26年第3回定例町議会が、9月9日と10日に開催され、補正予算2件、条例改正など10件の議案が原案どおり可決されました。

各会計の補正予算

一般会計は、歳入歳出の予算に1,900万2,000円を追加し、予算の総額を42億4,789万9,000円としました。

水道事業会計補正予算

収益的収入に50万3,000円を追加し、総額を1億8,321万2,000円とし、収益的支出に28万3,000円を追加し、総額を1億6,009万8,000円としました。

条例の改正

生ごみ袋の大きさの種類に極小袋を追加することに伴い、訓子府町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正しました。

教育委員会委員の任命

教育委員会委員1名が12月5日で任期満了となることに伴い、古沢美佳氏の再任が同意されました。

固定資産評価審査委員の選任

固定資産評価審査委員会委員2名が12月22日で任期満了となるこ

とに伴い、岩城道尚氏、大正寺信雄氏の再任が同意されました。

規約の変更

北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加に伴い、北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更しました。

町道路線の認定

次の3路線を認定しました。

- ・若葉町北3条線
- ・穂波南2条線
- ・末広団地東1丁目線

町道路線の廃止

終点の変更に伴い2路線を廃止しました。

- ・若葉町北3条線
- ・穂波南2条線

各会計決算の認定

平成25年度訓子府町一般会計歳入歳出決算、平成25年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決

算など各会計決算6件が決算審査特別委員会に付託されました。

平成25年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率について

「平成25年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率」について、監査委員の審査意見を添えて町長から報告がありました。

監査結果報告

財政的援助団体の監査結果について、「適正に執行されているものと認める」と監査委員から報告がありました。

出納検査結果報告

本年7月10日・8月11日・9月8日に実施の例月出納検査について、監査委員から「異状ないものと認める」と報告がありました。

行政報告

「民生費指定寄付金」についての行政報告がありました。

訓子府町の選挙人名簿 投票区別登録者数

(9月1日現在)

投票区	行政区	今回の有権者数(人)		
		男	女	計
1	東幸町	211	244	455
	西幸町	136	151	287
	東町	183	241	424
	元町	33	39	72
	旭町	105	109	214
	大仲町	42	56	98
	栄町	17	20	37
	若富町	72	84	156
	若葉町	99	108	207
	計	976	1,125	2,101
2	日出町	93	116	209
	穂波	116	138	254
	柏丘	84	94	178
	日出	74	75	149
	大谷	47	39	86
	福野	75	74	149
	計	489	536	1,025
3	西富	56	68	124
	北栄	49	61	110
	駒里	39	42	81
	弥生	37	48	85
	農試	16	8	24
	高園	61	65	126
	計	258	292	550
4	末広町	137	170	307
	実郷	51	49	100
	緑丘	39	42	81
	協成	22	18	40
	開盛	24	18	42
	美園	1	1	2
	常盤	12	10	22
豊坂	36	34	70	
清住	73	65	138	
計	395	407	802	
合 計		2,118	2,360	4,478

平成25年度財政健全化の基準と訓子府町の比率

財政健全化の比率	平成23年度	平成24年度	平成25年度	早期健全化基準
①実質赤字比率	—	—	—	15.0%
②連結実質赤字比率	—	—	—	20.0%
③実質公債費比率	13.4%	11.6%	10.3%	25.0%
④将来負担比率	—	—	—	350.0%
経営健全化の比率	早期健全化基準			
①下水道事業資金不足比率	—	—	—	20.0%
②水道事業資金不足比率	—	—	—	20.0%

比率の「—」表示は、赤字などが無いことを示しています

早期健全化基準は、国が定めた基準で、この比率を超えた場合には議会の議決が必要な財政健全化計画の策定など、早期健全化の取り組みが義務付けられています。

平成25年度町の各会計決算審査

予算の執行・財政運営は適正

平成25年度の訓子府町一般会計・特別会計・公営企業会計(水道会計)について、訓子府町監査委員が7月30日から8月1日の3日間にわたり決算審査を行いました。

決算審査は、議会で決定された予算が適正に執行されたか、不適当な事項はないか、将来の財政運営に反映させる事項がないかを目的として、地方自治法と地方公営企業法に基づき毎年実施しているものです。

監査委員2名による決算審査の結果は、審査意見書として、次のとおり町長に提出しました。

【審査の結果と意見(概要)】

平成25年度訓子府町一般会計・特別会計・公営企業会計(水道会計)の決算について内容を審査した結果、各会計の計数はいずれも正確であり、予算の執行および財政運営は適正であると認めます。

町の財政状況は、進行中の「財政健全化戦略プラン」の効果を含め、改善方向にあることが財

政関連指数などに表れています。今後とも本プランの実効とその精神を予算執行に生かされることを望みます。

また、「下水道」の運営については、大きな事故もなく町民の安心度も増していると思われませんが、さらに良質で安定した水を町民に供給するための事業経営に努められることを望みます。

財政的援助団体の監査

交付金事務は適正に執行

町から各団体に交付した補助金・交付金が適正に運用されたかを確認する財政的援助団体の監査を7月31日に訓子府町監査委員が行いました。

本年度は、「社会福祉協議会活動費補助金」を対象に関係書類の提出を求め、監査委員が町の担当課長などから聞き取りを行い、補助金などの執行状況を監査しました。

この監査の結果については、次のとおり町長に提出し、8月4日付で公表しました。

【監査の結果】
補助金に関する事務については、適正に執行されているものと認めます。

「町財政健全化及び経営健全化の比率」を審査

経営健全化の比率など適正

平成25年度の「財政健全化及び経営健全化の比率等」について、訓子府町監査委員が7月30日に審査を行いました。

審査にあたっては、「健全化判断比率及び資金不足比率」の算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかなどを主眼に実施しました。

この審査の結果については、次のとおり町長に提出しました。

【審査の結果】

平成25年度の「健全化判断比率等」および、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めます。

なお、今後想定されます大型投資事業などの実施が財政に及ぼす影響を考慮しつつ財政運営に努め、現在の状況を維持していくことを望みます。

災害で被災された皆様に支援をお願いします

- ◇東日本大震災義援金総額 251万3,910円
(平成23年3月14日～平成26年8月31日)
町と議員の義援金は含まれていません
訓子府町の窓口の町社会福祉協議会では平成27年3月31日まで義援金をお受けしています。
- ◇広島県大雨災害義援金
日赤訓子府分区で12月26日まで受け付けています。
窓口は町社会福祉協議会です

総務課交通防災係 ☎ 47-2112 役場2階 窓口10番